

第18回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成30年12月7日 午後3時20分～午後4時40分

2、開催場所 3階 大会議室

3、出席委員（16人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成30年11月末現在の耕作放棄地について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

・平成31年度 玉村町農業施策に関する意見書について

・平成30年度群馬県農業委員会活動推進研修会について

・平成30年分「農地の賃貸借情報」について

・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第18回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は16名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番 齋藤委員・6番 小島委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43000191について議案書と詳細を朗読、説明】

農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議長 番号1、43000191の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 議受人の取得要件に問題がないことから許可と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000191について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000191について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号43000191は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号43000186について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、申請地は市街地に近接している区域内で農地の集団性は10ha未満であり、第2種農地であること、除外の容認については、昭和56年以前に受けていること等を説明。

議長 番号1、43000186の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000186については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000186について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000186について原案の

とおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000186 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 2 受付番号 43000189 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、西側道路に上下水道管が有り、500m以内に
医者と学校があるので第 3 種農地であること、除外の容認については昭和 5 6 年
以前に受けていること等を説明。

議 長 番号 2、43000189 の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査
を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000189 については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しまし
た。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000189 について、発言のある方は挙
手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000189 について原案の
とおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000189 は原案のとおり許可相当と決定いた
します。

続いて、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 3 受付番号 43000192 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあり、20ha 以上の一団の農地の辺縁部であります。
第 1 種農地ではありますが集団性を阻害する場所ではなく、例外規定である既存施
設の 1/2 以下の拡張であること、除外の容認については平成 3 0 年 8 月 3 日に利
用者・利用目的共今回の申請内容と同じで受けていること等を説明。

議 長 番号3、43000192の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000192については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000192について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000192について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号43000192は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号4 受付番号43000193について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、西側道路に上下水道管が有り、500m以内に医者と学校があるので第3種農地であること、除外の容認については昭和56年以前に受けていること等を説明。

議 長 番号4、43000193の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000193については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000193について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000193について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000193 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号5 受付番号 43000190 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にありますが、一時転用であること、現状復帰も確実性があること等を説明。

議 長 番号5、43000190 の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000190 については、周辺に農地はなく農地への影響がないことということで許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000190 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000190 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000190 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。また、本日の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

続きまして、議案第3号平成30年11月末現在の耕作放棄地について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第3号平成30年11月末現在の耕作放棄地の現状の確認について説明】

議 長 本年の利用状況調査において、新たな発見はありませんでしたが、日ごろパトロールを行っていただいている中で、気になる場所等があれば報告していただきたいとのことであります。

委員 上新田の道の駅北側と南側にそれぞれ、木は生えていませんがこの1年間耕うんされていないと思われる農地があります。

事務局 北側については、2号で記載しております。南側につきましては、把握していませんでしたので確認します。

議長 以上で議事について終了とさせていただきます。
次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議長 報告事項第1号から第3号について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・平成31年度 玉村町農業施策に関する意見書について

・平成30年度群馬県農業委員会活動推進研修会について

・平成30年分「農地の賃貸借情報」について

・その他について、朗読、説明】

議長 玉村町農業施策に関する意見書についてですが、平成31年度予算への反映(増額)をお願いしたいと思います。

町への意見提出は、12月13日に町長へ手渡すということですので、3役はよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、昨年農作物の盗難被害が多かったので、農協では盗難防止ののぼり旗を作成したので、広範囲で設置することになりました。

議長 平成30年分「農地の賃貸借情報」についてであります。発言のある方は、挙手願います。

委員 高崎では、年間賃借料を下げたと聞いています。最近の使用貸借も増えている中で、賃貸借情報だけを公表すると使用貸借契約している農地所有者が賃貸借出来るのではないかと思ってしまうのではないかと。

事務局 平成24年より小作料情報ではなく、あくまでも1年間の賃貸借の平均値を公表するよう変わりましたので、農業委員会として賃借料をいくらとすることは出来ません。

農業公社で賃借料を下げるよう調整してもらえないのではないのでしょうか。賃貸借情報につきましては、参考で使用貸借の件数を掲載するようにいたします。

議長 他に委員より何かありますか。
なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人